

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の第三第一項中「（退職日給料月額が職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を削り、同条第二項中「（特定減額前給料月額が給与条例別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給の額に相当する額以上である場合には、百分の一）」を削る。

別表第一イの表第一号区分の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同表第二号区分の項第一号中「給与条例（一）」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。）」に改め、同表第三号区分の項第三号及び第五号中「（第一号区分の項第一号に掲げる者を除く。）」を削り、同表第四号区分の項第三号及び第七号中「第一号区分の項第一号に掲げる者及び」を削る。

別表第一ロの表第一号区分の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同表第二号区分の項第一号中「給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改め、同表第三号区分の項第三号及び第五号中「（第一号区分の項第一号に掲げる者を除く。）」を削り、同表第四号区分の項第三号及び第七号中「第一号区分の項第一号に掲げる者及び」を削り、同表第七号区分の項第四号及び第五号中「又は」の下に「特二級若しくは」を加え、同表第八号区分の項第四号中「級が」の下に「特二級であったもの（第七号区分の項第四号に掲げる者を除く。）」又は」を加え、同項第五号中「級が」の下に「特二級であったもの（第七号区分の項第五号に掲げる者を除く。）」又は」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。